

国立大学法人鳴門教育大学個人情報保護規則

平成17年4月13日

規則第 25 号

改正 平成25年 3月15日規則第 5号

平成27年12月 8日規則第22号

平成28年 3月28日規則第13号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 本学における個人情報の取扱いの基本（第3条―第10条）

第3章 個人情報ファイル（第11条）

第4章 開示、訂正及び利用停止（第12条―第44条）

第5章 雑則（第45条―第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第17号。以下「番号法」という。）に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護に関する基本的事項を定めることにより、本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本学の保有する個人情報の取扱いについては、保護法、番号法その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び保護法別表に掲げる法人をいう。

2 この規則において「個人情報」とは、保護法第2条第2項に規定する個人情報であって、本学が保有しているものをいう。ただし、国立大学法人鳴門教育大学法人文書管理規程（平成13年規程第11号）第2条第1号に規定する法人文書（以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

3 この規則において「個人情報ファイル」とは、保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって、本学が保有しているものをいう。

4 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この規則において「個人番号」とは、番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

6 この規則において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

7 この規則において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第2章 本学における個人情報の取扱いの基本
(個人情報の保有の制限等)

第3条 本学の役員又は職員（派遣労働者を含む。以下「職員等」という。）は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 職員等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4条 職員等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第24条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第5条 職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第6条 職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 本学は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本学から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第8条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 本学の職員等又はこれらの職にあった者

(2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者
(個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 本学が法令の定める業務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 本学は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の職員等に限るものとする。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 職員等は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、当該特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 本学は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の職員等に限るものと

する。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

- (1) 特定個人情報等取扱事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- (2) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (3) 番号法第35条第1項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。
- (4) 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令（又は「法令」）で定める公益上の必要があるとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (6) 番号法第19条第15号により特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(特定個人情報の収集及び保管の制限)

第9条の4 職員等は、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第9条の5 職員等は、第9条の3各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第9条の6 職員等は、第9条の3第3号から第6号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報等取扱事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第10条 本学は、第9条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、個人情報（特定個人情報を除く。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 本学は、保護法第11条で定めるところにより、本学が保有している個人情報ファイル（特定個人情報ファイルを含む。以下この条において同じ。）について、それ

ぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 本学の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第七号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報を本学以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) 次条第1項、第27条第1項又は第36条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (8) 第27条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは、その旨
 - (9) 個人情報ファイルの種別
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 本学の職員等又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル
 - (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令549号）第4条で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、本学は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載

しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この規則の定めるところにより、本学に対し、本学の保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。））は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第13条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を本学に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、国立大学法人鳴門教育大学個人情報開示等取扱規程（平成17年規程50号。以下「規程」という。）第3条第2号で定めるところにより、開示請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は任意代理人）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 本学は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第14条 本学は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は任意代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる

情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人
に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第15条 本学は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第16条 本学は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、本学は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 本学は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、規程第5条で定めるところにより、開示する個人情報の利用目的及び開示の実施に関する事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 本学は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本学は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、本学は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限
(事案の移送)

第21条 本学は、開示請求に係る個人情報が他の独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 移送を受けた独立行政法人等が第18条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、本学は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第22条 本学は、次に掲げる場合には、行政機関の長(行政機関個人情報保護法第5条に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び第34条において同じ。)と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 開示請求に係る個人情報を開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。
- (2) 開示請求に係る個人情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 開示請求に係る個人情報が行政機関から提供されたものであるとき。
- (4) その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第19条第1項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき。

- 2 前項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、本学は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条第2項及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、本学は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規程第10条第1項で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与

えることができる。

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規程第10条第1項で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

3 本学は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、本学は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第24条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して本学が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、本学は、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 本学は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、規程第11条第1項で定めるところにより、本学に対し、その求める開示の実施の方法その他必要な事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第18条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第25条 本学は、保護法を除く法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 当該法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 本学は、番号法による特定個人情報の開示にあつては、前2項の規定は適用しないものとする。

(手数料)

第26条 開示請求をする者は、規程第12条第1項で定めるところにより手数料を納めなければならない。

2 本学は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 本学は、特定個人情報の開示請求において、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、当該開示請求に係る手数料を免除することができる。

4 前項の手数料の免除は、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第33条を準用する。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この規則の定めるところにより、本学に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して保護法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた個人情報

(2) 第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた個人情報

(3) 開示決定に係る個人情報であつて、第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は任意代理人）は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を本学に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規程第14条第1号で定めるところにより、訂正請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る個人情報の本人の法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は任意代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 本学は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正義務)

第29条 本学は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第30条 本学は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 本学は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 本学は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第33条 本学は、訂正請求に係る個人情報が第21条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の独立行政法人等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第30条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、本学は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第34条 本学は、訂正請求に係る個人情報が第27条第1項第2号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第31条第1項に規定する訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が行政

機関個人情報保護法第33条第3項に規定する訂正決定をしたときは、本学は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第35条 本学は、訂正決定(前条第2項の訂正決定を含む。)に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(個人情報の利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規則の定めるところにより、本学に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して保護法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第36条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規則の定めるところにより、本学に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して保護法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第9条の4の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。
- 3 利用停止請求は、特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を本学に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足る事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は規程第21条第1号で定めるところにより、利用停止請求に係る個人情報の本人であること（第36条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること。第36条の2第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る特定個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 本学は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第38条 本学は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本学における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第39条 本学は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 本学は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第40条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第41条 本学は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第42条 開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は，本学に対し，審査請求をすることができる。

2 開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については，行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条，第17条，第24条，第2章第3節及び第50条第2項の規定は，適用しない。

3 開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行審法第2章の規定の適用については，同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と，同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と，同法第25条第7項中「あったとき，又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と，同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と，「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき，同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と，同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第43条 開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは，本学は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり，却下する場合

(2) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 本学は，前項の規定により諮問をしたときは，次に掲げる者に対し，諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下，この項及び次条第2号において同じ。）

- (2) 開示請求者，訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第44条 第23条第3項の規定は，次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し，又は棄却する決定
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し，当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（個人情報の保有に関する特例）

第45条 個人情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。）のうち，まだ分類その他の整理が行われていないもので，同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の個人情報を検索することが著しく困難であるものは，前章（第4節を除く。）の規定の適用については，本学に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第46条 本学は，開示請求，訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう，本学が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行うようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第47条 本学は，本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（細則）

第48条 この規則に定めるもののほか，本学の保有する個人情報の取扱いについて必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この規則は，平成17年4月13日から施行し，平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成27年12月8日から施行する。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。